

## 関係条文 (地方独立行政法人法 改訂版より抜粋)

## 地方独立行政法人評価委員会

## 第 11 条 (関係箇所のみ抜粋)

設立団体に、地方独立行政法人に関する事務を処理させるため、当該設立団体の長の附属機関として、地方独立行政法人評価委員会（以下「評価委員会」という。）を置く。

2 評価委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(関係箇所のみ抜粋)

- ・ 中期目標の作成・変更の際の意見（第 25 条第 3 項）
- ・ 中期目標期間における業務の実績を評価する際の意見（第 28 条第 4 項）
- ・ 中期目標期間の終了時の事業業務及び組織全般にわたる検討をする際の意見（第 30 条第 2 項）

4 第 2 項に定めるもののほか、評価委員会の組織及び委員その他の職員その他評価委員会に関し必要な事項については、条例で定める。

## 【趣旨】

地方独立行政法人に関する評価について設立団体の長に意見を述べる等の事務をつかさどる地方独立行政法人評価委員会についてその設置や所掌、公表等の基本的事項を定めるものである。

国の独立行政法人制度は、従来、各省評価委員会及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会が独立行政法人評価委員会が独立行政法人の業績評価を行い、中期目標を策定する主務大臣が評価に関与しないものであったが、目標設定者と評価者が異なるため責任の所在が不明確であり、主務大臣が政策の実施段階における問題点等を新たな政策立案に反映しにくく、また評価委員会が行政や法人部内の政策立案・実施に係る情報を十分に得られない場合があることや、評価結果を踏まえた独法の業務改善のための手段が主務大臣にない等の問題が生じていると指摘されたことを受け、独立行政法人通則法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 66 号）において、評価の主体を各省評価委員会から主務大臣に一元化することとされたほか、主務大臣は業績評価の結果に基づき、業務運営の改善等を命ずることができるとされた。

こうした国の制度改革を踏まえつつ、地方独立行政法人においても政策の PDCA サイクルを有効に機能させるための国の独立行政法人においても評価委員会の関与の必要性を精査、見直しが行われ、地方自治法等の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 54 号）において所要の規定の整備が行われている。

### 【評価委員会の所掌事務】

第2項は、評価委員会の所掌事務を定めるものである。地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54号）においては、国の独立行政法人制度において、主務大臣が中期目標を策定するにも関わらず評価に関与しない等十分に政策責任を果たせない仕組みを改めて、評価の主体を各省評価委員会から主務大臣に一元化することとされたことを踏まえ、地方独立行政法人の業務の実績に関する評価についても、評価委員会が行う場合には、目標設定者が評価を行わないことにより生じる問題が起こりうることから、地方独立行政法人の業績評価の主体を評価委員会から設立団体の長に一元化されることとされた。

この際、評価の厳格性・客観性の確保等の観点から、設立団体ごとに評価委員会を設置する仕組みは維持しつつ、設立団体の長を評価主体へと変更することに伴い、評価委員会の役割について、①長に権限移譲したものは、評価委員会の権限・事務を廃止、②現行制度で議会の議決を要するもの（定款変更、中期目標の作成・変更、不要財産納付の認可、重要財産処分等の認可、合併等）は、評価委員会の意見を聴く仕組みを存続、③その他必要性の高い項目についてのみ、評価委員会に役割を維持、との考え方にに基づき規定の整備を行っている。

評価委員会の具体的な所掌事務は、法律で定める事務のほか、各設立団体が自らの判断で必要に応じて法律の規定に反しない範囲で条例を定めることにより、目標設定や評価等のPDCAサイクルの各過程に評価委員会を積極的に関与させることも可能としている。例えば、中期計画の認可や毎事業年度終了後の業績評価等について、条例で定めることにより、評価委員会が関与すること等が考えられる。

### 中期目標

#### 第25条

設立団体の長は、三年以上五年以下の期間において地方独立行政法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、当該中期目標を当該地方独立行政法人に指示するとともに、公表しなければならない。当該中期目標を変更したときも、同様とする。

2 中期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

- 一 中期目標の期間（前項の期間の範囲内で設立団体の長が定める期間をいう。以下同じ。）
- 二 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項
- 三 業務運営の改善及び効率化に関する事項
- 四 財務内容の改善に関する事項
- 五 その他業務運営に関する重要事項

3 設立団体の長は中期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

### 【中期目標の意義】

地方独立行政法人制度においては、設立団体の長から地方独立行政法人に対し中期目標を指示することにより、法人が達成すべき業務運営の目標を付与し、法人がこの中期目標に基づいて中期計画を策定し、これに基づいて計画的に業務を遂行していく仕組みとし、さらに中期目標期間の終了時には、法人の業務の継続または組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行うこととなっている。

### 中期計画

#### 第26条

地方独立行政法人は、第1項の指示を受けたときは、中期目標に基づき、設立団体の規則で定めるところにより、当該中期目標を達成するための計画（以下「中期計画」という。）を作成し、設立団体の長の認可を受けなければならない。当該中期目標を変更しようとするときも、同様とする。

2 中期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとすべき措置

二 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとすべき措置

三 予算（人件費の見積を含む。）収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

四の二 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

五 全豪に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

六 剰余金の使途

七 その他設立団体の規則で定める業務運営に関する事項

3 設立団体の長は、第1項の認可をした中期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 地方独立行政法人は、第1項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中期計画を公表しなければならない。

## 年度計画

### 第27条

地方独立行政法人は、毎事業年度の開始前に、前条第一項の認可を受けた中期計画に基づき、設立団体の規則で定めることにより、その事業年度の業務運営に関する計画（以下この条及び第29条において「年度計画」という。）を定め、当該年度計画を設立団体の長に届け出るとともに、公表しなければならない。当該年度計画を変更したときも同様とする。

## 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価等

### 第28条

地方独立行政法人は、毎事業年度の終了後、当該事業年度が次の号に掲げる事業年度のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める事項について、設立団体の長の評価を受けなければならない。

- 一 次号及び第三号に掲げる事業年度以外の事業年度 当該事業年度における業務の実績
  - 二 中期目標の期間の最後の事業年度の直前の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
  - 三 中期目標の期間の最後の事業年度 当該事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績
- 2 地方独立行政法人は、前項の評価を受けようとするときは、設立団体の規則で定めるところにより、各事業年度の終了後三月以内に、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項及び当該事項について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書を設立団体の長に提出するとともに、公表しなければならない。
- 3 第一項の評価は、同項第一号、第二号又は第三号に定める事項について総合的な評定を付して、行わなければならない。この場合において、同項各号に規定する当該事業年度における業務の実績に関する評価は、当該事業年度における中期計画の実施状況の調査及び分析を行い、その結果を考慮して行わなければならない。
- 4 設立団体の長は、第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行うときは、あらかじめ評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 5 設立団体の長は、第一項の評価を行ったときは、遅滞なく、当該地方独立行政法人に対して、その評価の結果を通知し、公表するとともに、議会に報告しなければならない。
- 6 設立団体の長は、第一項の評価の結果に基づき必要があると認めるときは、当該地方独立行政法人に対し、業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずることができる。

#### 【趣旨】

従来、地方独立行政法人の業績評価は地方独立行政法人評価委員会が主体となって実施することとされていたが、設立団体の長によるガバナンスを強化する観点から、地方自治法等の一部を改正する法律（平成29年法律第54条）により、地方独立行政法人の業績評価は設立団体の長が主体となって実施することとされた。

#### 【総合的な評定】

各事業年度の業績等について、評価を行うに当たっては、各事業年度を単独で評価するのではなく、地方独立行政法人の責務である中期目標を達成するための中期計画を各事業年度単位に細分化して実施しているという面をとらえ、中期計画の実施状況の調査・分析を行い、これらの結果を考慮すべきことを定めている。

#### 【評価における設立団体の長と評価委員会の役割】

評価結果については設立団体の長が責任を持つことになることに対し、評価委員会は中期目標の作成に関与した立場から、客観性、公正性、中立性の視点により、設立団体の長の評価結果が厳正、適正な内容となっているか点検するという役割がある。

#### 【意見聴取の対象】

設立団体の長が行う業績評価のうち、評価委員会の意見聴取を必須とするのは「中期目標の期間終了時に見込まれる業績評価」に限ることとしている。

これは中期目標期間が一つの区切りとなるため、「中期目標の期間終了時に見込まれる業績評価」は①中期目標期間の最終年度という時点において、設立団体の長が地方独立行政法人を活用し政策目標である中期目標の達成状況を点検し、全体を総括する重要な位置づけを占め、②その評価結果は、法人の存廃を含めた法人の業務・組織の全般的見直し（第30条第1項）の重要な判断材料となるものであり、かつ、③次期中期目標期間に係る目標設定および予算要求に直結し、その基礎資料となるものである等の観点から、設立団体の長のお手盛り評価を防止し、適正厳正な評価を行わせる必要が特に高いと考えられることによる。

#### 【評価委員会の意見の方法】

評価委員会は、設立団体の長の附属機関として設置されるものであり、設立団体の長が有する権限の強度を踏まえれば評価を事後的に点検するよりも、評価案の作成過程において事前意見として関与することが適切と考えられること等の理由から事前の意見聴取を設けることとしている。

## 中期目標の期間の終了時の検討

### 第30条

設立団体の長は、第二十八条第一項第二号に規定する中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績に関する評価を行ったときは、中期目標の期間の終了時まで、当該地方独立行政法人の業務の継続又は組織の存続の必要性その他その業務及び組織の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、業務の廃止若しくは移管又は組織の廃止その他の所要の措置を講ずるものとする。

- 2 設立団体の長は、前項の規定による検討を行うに当たっては、評価委員会の意見を聴かなければならない。
- 3 設立団体の長は、第一項の検討の結果及び同項の規定により講ずる措置の内容を公表しなければならない。

## 利益及び損失の処理等

### 第40条

地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りではない。

- 2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお、不足があるときは、その不足額は繰越欠損金として整理しなければならない。
- 3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部または一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。
- 4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることができる。
- 5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。
- 6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続きその他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

#### 【次期中期目標期間の業務への充当】

設立団体の長の承認を受ける金額としては、例えば、①地方独立行政法人の自己収入から生じた剰余金、②経営努力により生じた剰余金、③実施できなかった業務を次期中期目標期間に繰り越す場合におけるこれに相当する額などが考えられるが、これにより経営努力へのインセンティブが地方独立行政法人に対して与えられることが期待される。

なお、時期の中期計画においては、第二十六条第二項第三号の「予算（人件費の見積を含む。）、収支計画及び資金計画」において、繰越が認められた場合の用途及び繰越見込額をある程度の幅をもって定めることにするなど、弾力的に規定することとなる。

#### 【設立団体への納付】

地方独立行政法人の主たる財源である運営費交付金は設立団体から支出されるものであることから、第一項から第四項までの手続きを経て積立金を整理してもなお残余がある場合には、設立団体に返納すべきとの趣旨によるものである。